平成２７年（フ）第３４１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央７丁目２番８号
債務者　八反田　愛
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇530番地７
エアリーハウスあらかき201
債務者　山田　　透
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２７７号
沖縄県糸満市字真栄平1026番地　医療法人南嶺会勝連病院内、住民票上の住所沖縄県糸満市西崎２丁目23番３－302号　コーポウェルネス
債務者　崎原　盛義
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３１７号
沖縄県那覇市寄宮２丁目27番６号
債務者　新垣　　勉
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３８４号
神奈川県足柄上郡大井町金子669番地８
債務者　戸叶由美子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７４９号
神戸市中央区八雲通４丁目３番17号
債務者　鈴木貞子こと　崔　　魯味
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８００号
神戸市兵庫区大開通８丁目２番１－620号
債務者　河野　量子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６号
山口県長門市東深川1639番地１　ハイツリフレＡ号、前住所山口県長門市東深川463番地３　中の塚県営住宅３棟301
債務者　安藤　　凌
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第５４７号
熊本市東区尾ノ上１丁目26番５号　ＰＩＣＡＳＳＯ尾ノ上206号
債務者　加藤ようこ
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２００号
愛知県常滑市西之口７丁目65番地１　レオパレスＦＡＩＲＧＲＯＵＮＤ206号、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字熊ノ前12番地の65　レオパレス扇215号
債務者　田中　孝一
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５号
北海道夕張郡栗山町字御園134番地12
債務者　佐藤　義己
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第６６号
北海道夕張郡栗山町字御園134番地12
債務者　佐藤　芳江
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第６３号
福島県喜多方市松山町鳥見山字桜清水678番地３、前住所福島県喜多方市字清水台１丁目15番地
債務者　菊地　利一
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
群馬県前橋市鶴光路町415番地２　メゾンサンモール　201号
債務者　武藤威一郎
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５９号
群馬県前橋市石倉町５丁目16番地13　ファミールマジェスタⅡ　１－Ｄ号
債務者　髙橋　菊治
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２６２号
群馬県渋川市伊香保町水沢438－１、住民票上の住所群馬県吾妻郡草津町大字草津69番地
債務者　萩原　英明
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８１号
群馬県伊勢崎市除ケ町414番地３　レオパレスファイン103
債務者　柳生　善康
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係